

## 第二種特定鳥獣管理計画（第5期ニホンザル管理）の策定について

### 1 計画策定の目的

科学的・計画的な管理により、ニホンザルと人との緊張感あるすみ分けを図り、ニホンザル個体群の長期にわたる安定的な維持及び農林業被害の軽減と人身被害等を防止することを目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。）第7条の2の規定に基づき、「長野県第二種特定鳥獣管理計画（第5期ニホンザル管理）」（以下「計画」という。）を策定する。

### 2 計画の期間

令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日までの5年間

### 3 策定スケジュール

区分	R5.4	.5	.6	.7	.8	.9	.10	.11	.12	R6.1	.2	.3
環境審議会				7/28 諮問						1/16 中間		答申
特定鳥獣 保護管理 検討委員会※1								11/20				検討
ニホンザル 専門部会※2					8/24		10/26				2/6	
協議等										県民意見公募、関係機関協議		

- ※1 県が作成する特定鳥獣に関する保護及び管理に関する計画の検討並びに適切な実行、事後評価を行うために総合的な見地から意見を聴取することを目的に開催
- ※2 特定鳥獣保護管理検討委員会において審議する事項について、専門的な見地から意見を聴取することを目的に開催

## 4 議論の経過

### (1) 長野県環境審議会

- ・ 日時 令和5年7月28日(月)午後1時30分～午後3時30分
- ・ 場所 長野県庁 特別会議室
- ・ 審議事項 第二種特定鳥獣管理計画(第5期ニホンザル管理)策定について(諮問)
- ・ 質問・意見等

出された質問・意見	対応
<p>○サルの農地への侵入防止のため、電気柵を設置している地域においても、通電していない支柱をつかんでサルが侵入したり、電気柵沿いの立木が成長したことで、そこを渡って侵入したりする課題が発生している。また、高齢化により追い払い等の対策が困難になっている集落があり、このような集落では、市町村や県が十分な支援を行っていく必要がある。</p>	<p>○電気柵は支柱を通電させる等、サルの運動能力を考慮した仕様の複合柵が効果的であり(素案P11、資料編P16～17)、定期的な電気柵沿いの立木の除去等、地域での十分な維持管理体制が必要である旨を記載(素案P20)。</p> <p>集落の高齢化等により広域電気柵の維持管理が負担となっていることから、市町村がICTを活用した電圧監視システムを導入し、集落が効率的に維持管理を行っている取組があること(素案P11)、追い払いが困難な集落においては、電気柵の設置を拡充する等、地域の状況に応じた対策の選択が重要である旨を記載(素案P11)。引き続き、市町村の取組を県の野生鳥獣鳥獣被害対策チーム等が補助制度や技術的な助言等により支援していく旨を記載(素案P30)。</p>
<p>○現状ではサルの被害が無い地域でも、今後サルの群れが移動してくる可能性があるため、被害対策に関する情報等について、普及啓発を十分に行っていく必要がある。</p>	<p>○サルの被害は被害地域だけの問題ではないため、一般県民に広く普及啓発をしていく旨を記載(本文 P27)。サルの人身被害を防ぐための普及啓発チラシを掲載(資料編 P25～26)</p>

## (2) ニホンザル専門部会

### ・日時及び場所

第1回 令和5年8月24日(木) 10:00~12:00 長野県庁会議室

第2回 令和5年10月26日(木) 9:30~12:00 長野県庁会議室

### ・委員5名(敬称略)

部会座長 上原 貴夫(佐久大学評議委員)

委員 陸 斉(長野県環境保全研究所研究員)

〃 小山 泰弘(長野県林業総合センター育林部長)

〃 田淵 秀樹(長野県農政部農業技術課副主任専門技術員)

〃 塚平 賢治(林務部森林づくり推進課鳥獣対策室長)

### ・主な検討事項・意見及び対応

検討事項・意見	対応
<p>○前期計画策定時よりも管理ユニット外のハナレザルや小集団の情報が増えており、県全域で注意が必要である。市町村が作成している生息情報マップは群れを対象としているが、ハナレザルや小集団の情報も収集し、地域での情報共有が必要である。</p>	<p>○生息情報マップの作成の際には、群れの情報に加え、ハナレザル、小集団の情報も記載する旨を記載(素案P14)。</p>
<p>○市町村が作成している生息情報マップは、市町村年次計画作成のための基礎情報となるため、その精度を高めるために県が市町村を支援する体制が必要である。</p>	<p>○市町村に対し、県野生鳥獣被害対策チームが専門家等と連携して技術的な助言等を行い、生息情報マップの精度を高めていく体制を記載(素案P5)</p>
<p>○個体数管理について、環境省ガイドラインを参考にした捕獲方法の導入にあたっては、管理ユニット内の群れの絶滅が起きないようにすること、捕獲オプションの概念だけが一人歩きしないよう、必要な条件等を記載する必要がある。</p>	<p>○個体数管理は、群れのサイズを縮小させる部分捕獲を基本すること、全頭捕獲にあたっては、専門家の意見を聞いた上で慎重に判断し、管理ユニット内の群れの絶滅の恐れが低い場合とする等、捕獲方法の要件をそれぞれ記載(素案P23~P25)。</p>

(3) 特定鳥獣保護管理検討委員会

・日時及び場所

第1回 令和5年11月20日(月) 14:00-15:30 長野県庁会議室

・委員11名(敬称略)

- 座長 上原 貴夫 (佐久大学評議・客員教授)
- 委員 竹田 謙一 (信州大学農学部准教授)
- 〃 小山 清孝 (長野県農業協同組合中央会営農農政部長)
- 〃 村松 敏伸 (長野県森林組合連合会参与)
- 〃 市川 寛 ((一社)長野県農業会議副会長)
- 〃 竹入 正一 ((一社)長野県猟友会会長)
- 〃 大村 洋一 (自然観察指導員長野県連絡会副代表)
- 〃 岸元 良輔 (NPO 法人信州ツキノワグマ研究会理事長)
- 〃 小枝 幸博 (林野庁中部森林管理局企画官)
- 〃 百瀬 剛 (環境省信越自然環境事務所野生生物課長)
- 〃 黒江美紗子 (長野県環境保全研究所研究員)

・主な検討事項・意見及び対応

検討事項・意見	対応
<p>○サルは総合的な対策が必要だが、個体数管理(捕獲)が主となっている市町村が多いと感じる。市町村担当者を対象とした県開催の研修会を増やし、総合的な被害対策を市町村に普及していく必要がある。</p>	<p>○前期計画と同様に、県が研修会を開催するとともに、市町村が作成する生息情報マップや年次計画等について、県の野生鳥獣被害対策チームが専門家と連携し、技術的な助言を行っていく旨を記載(素案 P31)。複数の地域振興局を単位とした広域会議を開催し、市町村間の情報共有や年次計画の検討等を行い、計画的な個体数管理と地域主体の被害防除対策を推進していく旨を記載(素案 P16)。</p>
<p>○サルの群れは母系集団であるため、前期計画の捕獲手法は、群れの分裂を避けるために、群れの上位とされる成獣メスは基本的に捕獲しない手法であった。新計画(素案)の捕獲手法は、多頭数を捕獲する「部分捕獲」を基本としているが、分裂の心配はないのか。</p>	<p>○サルの群れは、血縁関係がある母系グループが複数集まって生活している。新計画(素案)においても、群れの分裂を防ぐため、母系グループを見極めた上で、多頭数を捕獲する手法(部分捕獲)である。群れの詳細調査や捕獲技術等が必要になるため、計画段階から専門家の助言を受けられるよう広域会議を開催する旨を記載(素案 P16、P23)。</p>

<p>○市町村では、サルの捕獲は様々な手法で行われている。新計画の群れを分裂させない捕獲手法について、市町村に十分に説明し、普及をしていくことが必要である。</p>	<p>○専門家を交えた広域会議において、市町村年次計画の検討・評価を行うとともに（素案 P16）、捕獲手法の助言や県開催の研修会等を通じて、効果的な被害対策を市町村に普及していきたい。</p>
--	--